

福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

〔平成4年3月26日〕
組合規則第2号

改正 平成12年2月24日組合規則第2号 平成22年9月26日組合規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1)により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行なうものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなつた場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなつた場合

2 前項の届け出は、養育状況変更届(様式第2)により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の届け出について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第5条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第3)より行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(勤務した期間に相当する期間)

第6条 条例第5条の2第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 福岡県田川地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則(昭和56年規則第7号)第1条第3号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(公務傷病等により福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和56年条例第1号)第23条第1項の規定の適用を受ける休職者であつた期間を除く。)

(雑則)

第 7 条 この規則の実施に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年組合規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年組合規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1

育 児 休 業 承 認 申 請 書

| | | | |
|----------------|----------------------------------|----------------|---------------|
| (任命権者) | | 請求年月日 平成 年 月 日 | |
| _____ 殿 | | 請求者 所 属 _____ | |
| 下記のとおり育児休業の承認を | | 階 級 _____ | |
| 請求します。 | | 氏 名 _____ 印 | |
| 1 請求に係る子 | | 2 請求者以外の子の親 | |
| 氏 名 | | 氏 名 | |
| 続 柄 | | 子との同・別居 | 同居・別居 |
| 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 | 就 職 の 有 無 | 有 ・ 無 |
| 3 請求の内容 | 育児休業 | | 育児休業期間の延長 |
| | 再度の育児休業 | | 再度の育児休業の期間の延長 |
| | (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入) | | |
| 4 請求期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで | | |
| 5 既に育児休業をした期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで | | |
| | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで | | |
| 6 備 考 | | | |

(注) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等いずれか）を添付すること。（写しでも可）

子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生以後、速やかに行なうこと。

備考欄には、(ア)請求に係る子以外に 1 歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日等について記入する。

該当する にはレ印を記入すること。

任命権者記入欄

| | | | | | | | |
|-------|----------|-----|-----|-----|-----|---------|-----|
| 受理年月日 | 平成 年 月 日 | | | | | 承認 | 不承認 |
| 決済年月日 | 平成 年 月 日 | | | | | 消防長 | |
| 決 裁 欄 | 係 | 係 長 | 課 長 | 次 長 | 消防長 | | |
| | | | | | | _____ 印 | |

養 育 状 況 変 更 届

平成 年 月 日届出

田川地区消防本部
消防長 _____ 殿

所 属 _____
氏 名 _____ 印

次のとおり^{育児休業}_{部分休業}に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 休業に係る子を養育しなくなった
 - 同居しなくなった 負傷・傷病 その他 ()
- 休業に係る子を配偶者が養育できることとなつた
- 休業に係る子が死亡した
- 休業に係る子と離縁した(養子縁組の取消を含む)
- 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- その他 ()

2 届出の事由が発生した日

平成 年 月 日

様式第3

部分休業承認申請書

| | | | |
|----------------|----------------------------------|----------------|--------------|
| (任命権者) | | 請求年月日 平成 年 月 日 | |
| _____ 殿 | | 請求者 所 属 _____ | |
| 下記のとおり部分休業の承認を | | 階 級 _____ | |
| 請求します。 | | 氏 名 _____ 印 | |
| 1 請求に係る子 | | 2 請求者以外の子の親 | |
| 氏 名 | | 氏 名 | |
| 続 柄 | | 子との同・別居 | 同居・別居 |
| 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 | 就 職 の 有 無 | 有 ・ 無 |
| 3 託児の態様 | 託児施設() その他 (託児時間: 時 分 ~ 時 分) | | |
| 4 通勤時間 | 時間 分 (託児先を経由する時間を含む) | | |
| 5 請求期間 及び時間 | 期 間 | | 時 間 |
| | 平成 年 月 日から | 毎日 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| | 平成 年 月 日まで | その他() | 午後 時 分 ~ 時 分 |
| | 平成 年 月 日から | 毎日 | 午前 時 分 ~ 時 分 |
| 平成 年 月 日まで | その他() | 午後 時 分 ~ 時 分 | |
| 6 備 考 | | | |

(注) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産婦が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等のいずれか)を添付すること。(写しでも可)

請求に係る子について、(ア)職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ)託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。

部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

該当する にはレ印を記入すること。

任命権者記入欄

| | | | | | | | |
|-------|----------|----|----|----|-----|---------|-----|
| 受理年月日 | 平成 年 月 日 | | | | | 承認 | 不承認 |
| 決済年月日 | 平成 年 月 日 | | | | | 消防長 | |
| 決 裁 欄 | 係 | 係長 | 課長 | 次長 | 消防長 | | |
| | | | | | | _____ 印 | |

